

二風谷地区移住定住分譲宅地募集要領

1. 住所

沙流郡平取町字二風谷66番地13外

2. 名称

二風谷地区移住定住分譲団地「レラの里」

3. 区画

8区画

4. 応募条件

- (1) 移住定住を目的として自家住宅を建築するために宅地を必要としている方で、自家住宅以外に使用する建物の建築はできない。
町外からの移住者 4区画
町内からの定住者 4区画
- (2) 契約後4年以内に住宅建築を着工し、5年以内に本人または家族が入居できること。また、移住者については、5年以内に本人または家族が転入届けを平取町に提出し居住できること。
- (3) 応募者及び同居を予定される方に町税等の滞納がないこと。(町税等：別紙のとおり)
- (4) 平取町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年平取町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する法人及び団体の構成員でないこと。
- (5) 譲受人は、1世帯につき1区画譲受けできるものとする。
- (6) 定住後、地域活動に積極的に取り組み、地域づくりに参加できること。

5. 宅地の区画及び譲渡価格

区画番号	面積 (㎡)	金額 (円)
1	509.92	500,000
4	509.92	500,000
5	509.97	500,000
6	509.92	500,000
7	434.14	450,000
8	434.14	450,000
9	434.14	450,000
10	434.19	450,000

6. 建設条件

- (1) 建物は、平地で境界から概ね1m以上離して建築すること。
- (2) 建物の床面積は65㎡以上とする。
- (3) 建物の建築は、地上2階建て以内とすること。

7. 分譲の条件

- (1) 分譲を受けた宅地に、引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建築を着工し、5年以内に本人または家族が入居できること。
- (2) 分譲を受けた宅地について、引き渡しを受けた日から7年以内は、町長の許可なく他に転売、

貸与しないこと。

- (3) 宅地を工場、事務所、店舗等の専用としないこと。
- (4) 周辺の環境を阻害する行為及び公害を発生させる行為を行わないこと。
- (5) 分譲を受けた宅地の管理者として適切に管理すること。

8. 譲渡の承認の決定

- (1) 申込書の書類審査を行い、分譲の承認又は不承認を決定する。

9. 契約の締結

- (1) 分譲の承認決定を受けた者は、承認決定通知の日から30日以内に、宅地譲渡契約書により契約を締結すること。
- (2) 宅地譲渡契約後、町の条例、規則、契約等に違反した場合には契約を解除し、土地を現状に復旧して返還すること。

10. 分譲代金の納付

譲受人は、分譲代金を宅地譲渡契約締結日の属する年度内で、かつ、3か月以内に町が発行する納付書により納付すること。

11. 所有権移転登記

- (1) 町は、分譲代金の納付を確認した後、所有権移転登記を行う。
- (2) 所有権移転登記と同時に、町は7年以内の期間を定めて、宅地の買い戻しをすることができる旨の特約登記を行う。
- (3) 登記に要する費用は譲受人の負担とする。

12. 宅地の引き渡し

- (1) 宅地の引き渡しは、所有権移転登記の完了日とする。

13. 契約の解除

- (1) 町は譲受人が契約に違反したときは、契約を解除することができる。

14. 申込書の提出

- (1) 平取町移住定住宅地分譲申込書
- (2) 同居予定者全員の住民票（謄本）
- (3) 申込者及び同居予定者（未成年者を除く）全員の納税証明書
- (4) 申込者の前年の所得証明書
- (5) 住宅建築計画書

15. 募集受付期間

平成26年12月1日から随時受付とする。

別紙

町税等の内容

ア 町民及び町民であった者は、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、町営住宅使用料、単身者住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、建物貸付料、職員住宅使用料、教員住宅使用料、社会福祉資金貸付金償還金、アイヌ住宅改良等資金貸付金償還金、奨学資金貸付金償還金、水道料金、生活雑排水処理施設使用料（以下「町税等」という。）の滞納がないこと。

イ 町外者は、税金の滞納がないこと。